

平成22年度「原子力地域人材プログラム」  
に係る委託先の公募について

平成22年1月26日  
経済産業省  
原子力政策課

資源エネルギー庁では、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における原子力分野の人材育成を支援するため、原子力地域人材プログラムを実施します。  
つきましては、本事業の委託先を事前調査の上、選定を行うため、以下の通り事業の委託先の公募を行います。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の背景と目的

2030年前後から始まる国内原子力発電所のリプレース、高速増殖炉の実用化、使用済燃料の廃棄物処理など課題がある中で、これまで我が国に蓄積された技術・ノウハウを維持・発展させていくことは当然のことながら、それらの技術・ノウハウを使いこなす人材の厚みを維持・発展させていくことが、我が国の原子力政策上、極めて重要な課題。

しかしながら、近年、原子力産業の低迷や職業・研究対象としての魅力が乏しいとのイメージから、進学・就職を希望する学生は減少傾向にあった。そのため、従来の原子力学科・専攻は、他学科・専攻との統合や名称変更によって、エネルギーや環境等より広い分野を扱う学科・専攻に吸収され、また、原子力の専門科目が必修から外されるなど、原子力の体系的な専門教育レベルは一般に低下している。

また、原子力利用の推進には、溶接、流体、材料等幅広い基盤技術分野が重要であるが、極めて地味なことから、研究者がITやナノテク等の先端分野へ移行。このため、大学における研究者の厚みの低下や知見蓄積の希薄化が懸念される。

こうした背景から、経済産業省は平成19年度より「原子力人材育成プログラム」を実施。その結果、これまで行われていなかった原子力教育や研究が実施され、大学等による自主的な活動の呼び水となるなど成果が認められた。他方で、原子力産業界や学界関係者からは、今後の課題として、コース設置などの思い切った取組への支援、大学の教育・研究設備の共同利用の一層の推進、国際的な取組の強化、立地地域との連携が必要との指摘がなされたところ。

こうした現状を踏まえ、原子力地域人材プログラムでは、立地地域での良質な雇用の創出、産学連携による電力会社と関連産業の高度化の推進、大学等への貢献を通じた原子力に対する理解の促進を目指し、立地地域の大学等における原子力分野の人材育成に向けた取組への支援を行うことにより、大学等での原子力分野の人材育成に資することを目的とする。

( 2 ) 業務内容

大学等において以下の項目のうち1又は2以上の項目を含む事業を実施し、学生を対象とした原子力に係る人材育成を図る。

原子力関連企業等でのインターンシップ

原子力基礎教育及び実践教育のための、産業界等からの講師招聘

立地地域の大学等の特色をいかしたカリキュラムの開発

( 3 ) 契約形態

委託契約とする。

( 4 ) 採択件数

2件程度とする。

( 5 ) 予算規模

予算規模は概ね1件当たり1,200万円程度とし、申請内容等を調整の上、契約金額を決定する。

( 6 ) 成果物の納入及び費用の支払い

成果物として、成果報告書を経済産業省に納入すること。経済産業省はこれを受けて検査を行い、成果物の内容に問題がなければ費用の支払い(精算払い)を行う。

## 2. 事業の実施期間

事業の実施期間は、当該年度事業の委託契約締結の日から事業実施報告書の作成を含めて、翌年3月31日までに完了する範囲とし、委託事業終了後の事業運営に係る費用については、事業実施者の負担(契約金の支払は、事業終了後の清算払い)とする。また、委託事業に必要な経費負担は、本事業の委託契約の締結日以降に支出が発生するものとする。

## 3. 応募要領

( 1 ) 応募資格

本事業の申請者は、次の ) ~ ) までの全ての条件を満たすことができる大学又は高等専門学校とする。

なお、委託費の5割以上を他の法人等の第3者に再委託(業務請負契約、外注契約)することがないように留意すること。

資格要件

) 国との委託契約を締結することができること。

) 当該事業を的確に遂行するに足る能力を有し、そのための人員等の体制が整備さ

れていること。

- )当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(2) 応募方法

応募に当たっては、応募書類(様式1~5)に必要な事項を記入した上で、電子ファイルを以下の提出先まで電子メールにより提出すること。なお、提出は、下記事項を厳守すること。(下記について欠格事項がある場合は、審査対象外となる場合があるので注意すること。)

また、様式1~5の応募書類は分割せずに、1ファイルとして提出すること。

( ) 応募書類

下記、応募に必要な電子ファイルを、それぞれ用意すること。

公募申請書(様式1)

事業提案書(様式2)

要望額書(様式3)

大学等の概要(様式4)

申請受理票(様式5)

上記の から の電子ファイルは、Microsoft Wordを使用し、日本語で記入する。更に、通しページを下段中央に付すること。また、応募書類の様式は、以下からダウンロードできる。

- ・応募要領一式(PDF形式)
- ・応募書類の様式(Word形式)

( ) 公募期間

公募開始日：平成22年1月26日(火)

公募締切日：平成22年2月19日(金) 15時(必着)

( ) 提出時のメール件名

応募書類を提出する際に、必ず以下のメール件名とすること。

「平成22応募 原子力人材(METI)(機関名)」

英数字は、必ず半角で記載すること。

「(機関名)」は、応募校名を記載すること。

メール件名は、変更してはならない。

( ) 応募書類の提出先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課  
多田、川崎

[daigaku-jinzai@meti.go.jp](mailto:daigaku-jinzai@meti.go.jp)

( E - mail送付の際は、上記アドレスの「@」を一つにすること。迷惑メール防止の為の措置 )

( ) その他

書類の提出は、電子メール以外認めない。

公募締切日を経過して提出された申請書類は、いかなる理由があろうとも無効とする。

応募書類に不備がある場合、または、他のプログラムの応募様式を使用して応募した場合は、審査対象としない。

申請書等の様式は変更してはならない。

#### 4 . 公募説明会

( 1 ) 公募説明会の日時及び場所

日時：平成22年2月1日(月) 14:00~

場所：財団法人エネルギー総合工学研究所7階会議室

東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル7階

( 2 ) 出席資格

出席希望者は、1月29日(金)12:00までに、以下の連絡先に、出席者の氏名及び所属を電子メールで送付すること。

1 説明会への出席者は各団体2名までとする。

2 会場等の都合により人数を制限することがある。なお、事前申込みのない者でも、状況により、出席が可能な場合があるので、以下の連絡先に確認すること。

3 応募資格として説明会への出席を義務付けるものではない。

( 3 ) 連絡先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

担当者：多田、川崎

( 電話：直通 ) 03 - 3501 - 1991

( 電子メール ) [daigaku-jinzai@meti.go.jp](mailto:daigaku-jinzai@meti.go.jp)

( E - mail 送付の際は、上記アドレスの「@」を一つにすること。迷惑メール防止の為の措置 )

( 4 ) 出席希望時のメール件名

出席を希望する際に、必ず以下のメール件名とすること。

「原子力人材育成プログラムの公募説明会(機関名)」

「(機関名)」は、応募校名を記載すること。  
メール件名は、変更してはならない。

## 5. 審査・採択及び事業スケジュール

### (1) 審査方法及び手順

委託事業者の選定については、提出された提案書の内容を踏まえ、審査基準に基づき総合的に判断し、適切なものを採択する。

### (2) 審査基準

資格要件(3.参照)を満たしていること。

委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- a. 事業の内容が当省の意図と合致していること。
- b. 提案内容が実現性に優れていること。
- c. 産官学連携強化の観点から原子力関連企業、団体から協力を得ることとし、その具体的な方針が示されていること。

委託業務管理上当省の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること。

### (3) 採択

審査の結果は、提案者全てに対し電子メールにて通知する。通知の時期は、平成22年3月末頃を予定する。

## 6. 契約

### (1) 委託契約の締結

採択された案件について、大学等は、国と速やかに委託契約を締結し、契約に必要な書類を速やかに経済産業省に提出するものとする。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合(再委託条件が合致しない場合も含む。)には、委託契約の締結ができない場合もあるので留意のこと。契約に当たっては、契約書の内容を十分確認のこと。委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外に使用してはならない。

### (2) 委託費の内容

委託費は、「原子力地域人材プログラム」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として事業管理者に支払われるものである。

大学等は、事業の実施に要する人件費、旅費、会議開催費及びその他必要経費について計上することができる。

## 7. 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

担当者：多田、川崎

(電話：直通) 03 - 3581 - 1991

(電子メール) [daigaku-jinzai@meti.go.jp](mailto:daigaku-jinzai@meti.go.jp)

(E-mail 送付の際は、上記アドレスの「@」を一つにすること。迷惑メール防止の  
為の措置)

問い合わせは電話又は電子メールで受け付ける。ただし、審査の経過等に関する問  
い合わせには応じられない。